

保健福祉課の「平成28年度の運営方針と目標」

保健福祉課長 泉川 稔

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町民一人ひとりが健康で自立した生活が送れるよう保健、医療、福祉、介護等の施策を総合的かつ体系的に推進します。
- ・町民の健康を保持するため、健康増進事業の充実を図り、医療費の削減、安定した国民健康保険事業運営に努めます。
- ・「高齢者一人ひとりが生き生きと健やかに、安心して生活できる、地域で支えあう社会」の基本理念の実現に向け、介護保険事業の充実を図ります。
- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めます。
- ・「だれもが地域で自分らしく安心して生活できる社会」の基本理念の実現に向けた、障がい者の自立及び社会参加の支援等に取組んでいきます。

■課の役割

保健福祉課は、健康増進係、国保年金係、福祉介護係で構成され、①健康づくり推進、②予防接種の推進、③生活習慣病等の健康診査の推進・事後指導、④国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の運営、⑤町民の福祉向上、⑥民生児童委員運営、⑦障がい者支援、⑧高齢者への支援、⑨介護予防事業の推進等の役割を担っています。

2 課の構成(平成28年4月1日現在)

■職員数	17人
・課長	1人
・健康増進係	6人
・国保年金係	4人
・福祉介護係	6人

3 平成28年度の課の運営方針

保健福祉課は、「まちづくり総合計画」の基本目標では「人」、「支えあい」、「子ども」に関する分野を主に担っており、町民の皆さんが健康で明るい気持ちで毎日を過ごし、この町に住んでよかったですと安心して暮らすことができるよう平成28年度は以下のような保健・医療・福祉・介護事業を実施します。

1. 国保データヘルス計画に基づく保健事業（生活習慣病の広報事業、特定健康診査事業、特定検診未受診者対策、特定保健指導事業、重症化予防事業）を実施し、国保被保険者の健康増進、健康寿命の延伸に努めます。特に生活習慣病ハイリスク者に対し積極的に訪問活動等を実施し医療機関への受診勧奨や生活習慣の改善を働きかけ重症化予防に努めます。
2. 生活習慣病の予防のために運動の習慣化は重要あります。参加者の年齢や状態に応じた個別の運動プログラムを組み、体力年齢の向上やメタボリック・シンドローム対策等を行っているヘルスアップ教室については、ウォーキング教室及び栄養講座の充実、健康づくり講演会の開催等、運動の重要性を周知しながらヘルスアップ教室のPRを積極的に行い、健康増進の充実に努めます。
3. 乳幼児・児童・生徒及び高齢者に対し、病気の予防及び感染症のまん延を防止するために予防接種を実施します。予防接種に関しての正しい知識の普及と受診勧奨を行い接種率向上に努めます。また、休日・夜間等の救急医療体制の円滑な運営を図るとともに、公的病院に対し運営費等の補助を行い、町民が安心して受診できるような救急医療体制の確保に努めます。
4. 地域サロンにおいて、運動指導員や歯科衛生士、管理栄養士等の講座等をさらに充実し、転倒予防や認知症予防に努めるとともに、口腔改善や栄養改善を図り、高齢者が元気な生活が送れるよう介護予防事業の充実を図ります。
5. 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に向け、要支援者の能力を最大限に活かしながら、多様なサービスを提供できる重度化予防推進の仕組み作りを整えます。
6. 医師等を中心とした「認知症初期集中支援チーム」の創設に向けて関係機関と連携を図り、増加する認知症高齢者を早期にケアするための仕組み作りに努めます。
7. 認知症本人に合ったケアと認知症者を介護する家族や地域住民への理解を深め、認知症になつても住み慣れた地域で長く過ごせるよう、認知症地域支援推進員を中心に「認知症サポート」の育成に努めます。
8. 在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す「在宅医療・介護連携推進事業」を推進します。

1	ヘルスステーション運営事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業												
事業の概要・実施方針	町民の健康増進を目指し、ライフステージに合わせた健康教育及び重症化予防のための事業を開催し、町民が地域で安心して生活できることを目標に、健康の保持増進を図ります。具体的な内容としてヘルスアップ教室は、個人の目標を設定した運動を実施することにより生活習慣病、メタボリックシンドローム等の予防と体力向上を目指し、楽しく運動が継続できるような栄養講座、健康づくり講演会等のイベント開催し、より効果的な指導に努めます。														
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 ・ヘルスアップ教室開始 ・委託業者との打合せ</td> <td>10月 ・ヘルスアップ教室開始</td> </tr> <tr> <td>5月 ・新緑わくわくウォーキングの実施（大池公園） ・栄養指導教室（1回目）</td> <td>11月 ・栄養指導教室（2回目）</td> </tr> <tr> <td>6月 ・ポスターを町内施設や店舗に掲示しPR強化</td> <td>12月 ・特定保健指導者参加者勧誘</td> </tr> <tr> <td>8月 ・広報紙掲載、町民検診時に参加者勧誘</td> <td>2月 ・健康づくり講演会にて参加者勧誘 ・体力測定の実施・評価</td> </tr> <tr> <td>9月 ・健康づくり講演会にて参加者勧誘</td> <td>3月 ・事業報告書の作成</td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	4月 ・ヘルスアップ教室開始 ・委託業者との打合せ	10月 ・ヘルスアップ教室開始	5月 ・新緑わくわくウォーキングの実施（大池公園） ・栄養指導教室（1回目）	11月 ・栄養指導教室（2回目）	6月 ・ポスターを町内施設や店舗に掲示しPR強化	12月 ・特定保健指導者参加者勧誘	8月 ・広報紙掲載、町民検診時に参加者勧誘	2月 ・健康づくり講演会にて参加者勧誘 ・体力測定の実施・評価	9月 ・健康づくり講演会にて参加者勧誘	3月 ・事業報告書の作成
前 期	後 期														
4月 ・ヘルスアップ教室開始 ・委託業者との打合せ	10月 ・ヘルスアップ教室開始														
5月 ・新緑わくわくウォーキングの実施（大池公園） ・栄養指導教室（1回目）	11月 ・栄養指導教室（2回目）														
6月 ・ポスターを町内施設や店舗に掲示しPR強化	12月 ・特定保健指導者参加者勧誘														
8月 ・広報紙掲載、町民検診時に参加者勧誘	2月 ・健康づくり講演会にて参加者勧誘 ・体力測定の実施・評価														
9月 ・健康づくり講演会にて参加者勧誘	3月 ・事業報告書の作成														
目標管理	成果目標・数値目標等 生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防及び体力向上を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度ヘルスアップ教室目標参加数 120名 (平成27年度110名) ・平成28年度体力向上目標 7.5歳の若返り (平成27年度 7.4歳若返り) 														

2	健康センター管理運営事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	健康センター（あゆり温泉、温水プール）は住民の健康増進を図るための施設であり、民間活力による施設の効果的かつ効率的な管理運営を促進するため、平成18年度より指定管理者制度を導入しております。 指定管理の年度計画に基づく事業の実施状況や利用者の推移等を定期的に確認しながら、進捗管理を行います。						
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月 ・指定管理者との定期打合せ （指定管理者提出の「定期報告書」「事業実施状況報告書」等により確認、協議） 9月 ・敬老会招待者 約2,600名へあゆり温泉無料入浴券（2回分）を送付</td> <td>毎月 ・指定管理者との定期打合せ （指定管理者提出の「定期報告書」「事業実施状況報告書」等により確認、協議）</td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	毎月 ・指定管理者との定期打合せ （指定管理者提出の「定期報告書」「事業実施状況報告書」等により確認、協議） 9月 ・敬老会招待者 約2,600名へあゆり温泉無料入浴券（2回分）を送付	毎月 ・指定管理者との定期打合せ （指定管理者提出の「定期報告書」「事業実施状況報告書」等により確認、協議）
前 期	後 期						
毎月 ・指定管理者との定期打合せ （指定管理者提出の「定期報告書」「事業実施状況報告書」等により確認、協議） 9月 ・敬老会招待者 約2,600名へあゆり温泉無料入浴券（2回分）を送付	毎月 ・指定管理者との定期打合せ （指定管理者提出の「定期報告書」「事業実施状況報告書」等により確認、協議）						
目標管理	成果目標・数値目標等 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 対前年度比105%増目標（）内は前年度実績値 あゆり温泉 114,000人（108,996人） 温水プール 76,000人（72,838人） ゲートボール場 346回（330回） 温泉スタンド 999,000回（952,300回） 						

3	特定健診・特定保健指導事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	『特定健診』は、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象としたメタボリックシンドロームに着眼した健診で、生活習慣病の早期発見・早期治療を目標とします。また、魅力ある健診にするため心電図・眼底・貧血検査に、平成27年度より腎臓検査を追加し病気の重症化予防を図ります。また、保健事業訪問員による未受診者への家庭訪問を実施し、受診率向上を図ります。『特定保健指導』は、生活習慣病のリスクの高い方に対し、生活指導を行い健康な生活が維持できるように支援します。さらに、人間ドック・PET（ペット）がんドック検査の結果を活用し、特定保健指導につなげていきます。多くの方が健診及び保健指導を受け、生活改善を図り、健康で豊かな生活が過ごせるよう受診者数の増加を図ります。また、生活習慣病に関する知識と健康意識の高揚を図るため、特定健診の有効性や効果等について広報します。						
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 6月 8月 8月 9月 <ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙「健診特集」掲載 ・人間ドックとPETがんドック健診とのタイアップ ・前年度健診未受診者へ保健事業訪問員による訪問 ・個別通知発送 ・広報紙による健診PR強化 ・年代別ダイレクトメール ・特定健診の実施 (健診時に特定保健指導の勧誘) </td> <td style="padding: 5px;"> 11月 12月 3月 <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果によるメタボ該当者抽出 ・特定保健指導勧奨のための訪問及び電話勧奨 ・特定保健指導実施 ・健診受診者のフォローアップ事業 ・個別保健指導実施 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	6月 8月 8月 9月 <ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙「健診特集」掲載 ・人間ドックとPETがんドック健診とのタイアップ ・前年度健診未受診者へ保健事業訪問員による訪問 ・個別通知発送 ・広報紙による健診PR強化 ・年代別ダイレクトメール ・特定健診の実施 (健診時に特定保健指導の勧誘) 	11月 12月 3月 <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果によるメタボ該当者抽出 ・特定保健指導勧奨のための訪問及び電話勧奨 ・特定保健指導実施 ・健診受診者のフォローアップ事業 ・個別保健指導実施
前 期	後 期						
6月 8月 8月 9月 <ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙「健診特集」掲載 ・人間ドックとPETがんドック健診とのタイアップ ・前年度健診未受診者へ保健事業訪問員による訪問 ・個別通知発送 ・広報紙による健診PR強化 ・年代別ダイレクトメール ・特定健診の実施 (健診時に特定保健指導の勧誘) 	11月 12月 3月 <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果によるメタボ該当者抽出 ・特定保健指導勧奨のための訪問及び電話勧奨 ・特定保健指導実施 ・健診受診者のフォローアップ事業 ・個別保健指導実施 						
目標管理	成果目標・数値目標等 <p>健診結果をもとに、健診受診者へのフォローアップ事業（健診結果説明会又は重症化予防講演会）を実施し、早期受診・早期治療を勧奨し重症化予防を図ります。</p> <p>また、特定保健指導の該当者へ個別通知し、保健指導の勧奨や家庭訪問を実施し生活の改善を図ります。</p> <p>特定健診受診率の向上 平成28年度目標値 53.0% (平成26年度実績 受診者1,795人／対象者3,497人 受診率51.3%)</p> <p>特定保健指導率の向上 平成28年度目標値 11.0% (平成26年度実績 指導完了者21人／対象者257人 実施率8.2%)</p>						

4	町民検診事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業																
事業の概要・実施方針	<p>生活習慣病及びがん等の疾病の早期発見・早期治療を図るために、早朝に特定健診とがん検診同時に「集団検診」として実施します。また、特定健診の項目に心電図・眼底・貧血・腎臓検査を追加し、より充実した検診として受診率の向上を目指します。さらに、集団検診を受診できない方に対して指定医療機関で行う「施設検診」を実施し、受診しやすい体制を整えていきます。</p> <p>後期高齢者医療保険の方に、特定健診項目（腹囲測定を除く）に心電図・眼底・貧血検査を追加して実施します。</p> <p><がん検診等対象者>※以下の年齢に該当する町民 ①胃・肺・大腸：40歳以上の男女 ②前立腺：50歳以上の偶数年齢の男性 ③子宮：20歳以上の偶数年齢の女性 ④乳：40歳以上の偶数年齢の女性 ⑤骨粗鬆症：40歳から70歳の5歳刻みの女性 ⑥結核：65歳以上の男女 ⑦肝炎ウイルス：40歳になる方及び41歳以上で一度も検査を受けたことがない方 ⑧PETがんドック検診：50歳から70歳の5歳刻みの男女</p>																		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 5月 6月 7月 8/22～9/9検診期間中 <ul style="list-style-type: none"> ・PETがんドック検診個別通知 ・がん検診を広報紙でPR ・女性がん検診受診率向上事業（無料クーポン券の配布） ・広報紙に検診日程掲載 ・保健事業訪問員による家庭訪問による受診勧奨 ・検診対象者に個別通知 ・広報紙による受診勧奨PR ・女性がん検診広報紙掲載 ・子宮がん検診個別通知 </td> <td style="padding: 5px;"> 10月・乳がん検診申込み受付 10月～1月 <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診申込者に検診日の通知をし受診勧奨 11月～2月 <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診の結果、要精検未受診者に対する受診勧奨 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	5月 6月 7月 8/22～9/9検診期間中 <ul style="list-style-type: none"> ・PETがんドック検診個別通知 ・がん検診を広報紙でPR ・女性がん検診受診率向上事業（無料クーポン券の配布） ・広報紙に検診日程掲載 ・保健事業訪問員による家庭訪問による受診勧奨 ・検診対象者に個別通知 ・広報紙による受診勧奨PR ・女性がん検診広報紙掲載 ・子宮がん検診個別通知 	10月・乳がん検診申込み受付 10月～1月 <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診申込者に検診日の通知をし受診勧奨 11月～2月 <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診の結果、要精検未受診者に対する受診勧奨 												
前 期	後 期																		
5月 6月 7月 8/22～9/9検診期間中 <ul style="list-style-type: none"> ・PETがんドック検診個別通知 ・がん検診を広報紙でPR ・女性がん検診受診率向上事業（無料クーポン券の配布） ・広報紙に検診日程掲載 ・保健事業訪問員による家庭訪問による受診勧奨 ・検診対象者に個別通知 ・広報紙による受診勧奨PR ・女性がん検診広報紙掲載 ・子宮がん検診個別通知 	10月・乳がん検診申込み受付 10月～1月 <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診申込者に検診日の通知をし受診勧奨 11月～2月 <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診の結果、要精検未受診者に対する受診勧奨 																		
目標管理	成果目標・数値目標等 <p>検診体制の充実を図り、受診率向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診（検診項目の追加）及びがん検診の同日実施 ・土曜日、日曜日の検診を1日ずつ入れ、受診しやすい体制 ・集団検診日程で受診できない場合の、施設検診（指定医療機関）での受診できる体制 <p><今年度の受診率の目標値> ※（ ）内は平成27年度実績</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">胃がん</td> <td style="width: 50%;">26.5%(25.9%)</td> <td style="width: 50%;">肺がん</td> <td style="width: 50%;">40.5%(40.1%)</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>26.5%(26.2%)</td> <td>前立腺がん</td> <td>17.5%(17.1%)</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>19.5%(18.4%)</td> <td>乳がん</td> <td>23.0%(22.0%)</td> </tr> <tr> <td>骨粗鬆症</td> <td>30.5%(30.2%)</td> <td>PETがん</td> <td>80人(72人)</td> </tr> </table>			胃がん	26.5%(25.9%)	肺がん	40.5%(40.1%)	大腸がん	26.5%(26.2%)	前立腺がん	17.5%(17.1%)	子宮がん	19.5%(18.4%)	乳がん	23.0%(22.0%)	骨粗鬆症	30.5%(30.2%)	PETがん	80人(72人)
胃がん	26.5%(25.9%)	肺がん	40.5%(40.1%)																
大腸がん	26.5%(26.2%)	前立腺がん	17.5%(17.1%)																
子宮がん	19.5%(18.4%)	乳がん	23.0%(22.0%)																
骨粗鬆症	30.5%(30.2%)	PETがん	80人(72人)																

5	予防接種事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業																																				
事業の概要・実施方針	<p>乳幼児、児童・生徒及び高齢者に対し定期・任意接種を実施し、疾病の予防や感染症のまん延を防止します。</p> <p>乳幼児が早期から予防接種を受けられるよう、乳児全戸訪問時に予防接種券の交付・説明を行い、受診率の向上を図ります。また、各乳幼児健診・健康相談時にも各予防接種の接種勧奨を行います。</p> <p>現在任意接種である乳幼児対象のおたふくかぜ、ロタウイルス、妊娠を希望している女性とその夫、及び妊娠中の女性がいる家族が対象の風しん抗体検査、麻しん風しんの予防接種について助成を行い、感染症のまん延防止ができるよう周知を行っていきます。</p>																																						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 4月 通年 ・乳児全戸訪問時に接種券の交付と個別指導の実施 ・乳幼児健診・健康相談時に個別指導の実施 適宜 ・未接種者に対し個別通知の実施 </td> <td style="padding: 5px;"> 10月 ・広報等での高齢者のインフルエンザ接種勧奨 10月～ ・就学前健康診査時にチラシ等での予防接種勧奨 12、3月 ・麻しん風しん、二種混合未接種者への接種勧奨 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	4月 通年 ・乳児全戸訪問時に接種券の交付と個別指導の実施 ・乳幼児健診・健康相談時に個別指導の実施 適宜 ・未接種者に対し個別通知の実施	10月 ・広報等での高齢者のインフルエンザ接種勧奨 10月～ ・就学前健康診査時にチラシ等での予防接種勧奨 12、3月 ・麻しん風しん、二種混合未接種者への接種勧奨																																
前 期	後 期																																						
4月 通年 ・乳児全戸訪問時に接種券の交付と個別指導の実施 ・乳幼児健診・健康相談時に個別指導の実施 適宜 ・未接種者に対し個別通知の実施	10月 ・広報等での高齢者のインフルエンザ接種勧奨 10月～ ・就学前健康診査時にチラシ等での予防接種勧奨 12、3月 ・麻しん風しん、二種混合未接種者への接種勧奨																																						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p><対=対象者（延人数）　目=接種目標値　H27=実績（接種率）></p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・麻しん風しん</td> <td style="width: 30%;">対=369人</td> <td style="width: 30%;">目=314人</td> <td style="width: 30%;">85% (H27 83%)</td> </tr> <tr> <td>・日本脳炎</td> <td>対=2,363人</td> <td>目=662人</td> <td>28% (H27 26%)</td> </tr> <tr> <td>・B C G</td> <td>対=169人</td> <td>目=110人</td> <td>65% (H27 64%)</td> </tr> <tr> <td>・ヒブ</td> <td>対=573人</td> <td>目=384人</td> <td>70% (H27 67%)</td> </tr> <tr> <td>・肺炎球菌</td> <td>対=591人</td> <td>目=426人</td> <td>72% (H27 70%)</td> </tr> <tr> <td>・四種混合</td> <td>対=472人</td> <td>目=368人</td> <td>78% (H27 76%)</td> </tr> <tr> <td>・二種混合</td> <td>対=148人</td> <td>目=118人</td> <td>80% (H27 77%)</td> </tr> <tr> <td>・水痘</td> <td>対=740人</td> <td>目=333人</td> <td>45% (H27 41%)</td> </tr> <tr> <td>・高齢者肺炎球菌</td> <td>対=786人</td> <td>目=432人</td> <td>55% (H27 52%)</td> </tr> </table>			・麻しん風しん	対=369人	目=314人	85% (H27 83%)	・日本脳炎	対=2,363人	目=662人	28% (H27 26%)	・B C G	対=169人	目=110人	65% (H27 64%)	・ヒブ	対=573人	目=384人	70% (H27 67%)	・肺炎球菌	対=591人	目=426人	72% (H27 70%)	・四種混合	対=472人	目=368人	78% (H27 76%)	・二種混合	対=148人	目=118人	80% (H27 77%)	・水痘	対=740人	目=333人	45% (H27 41%)	・高齢者肺炎球菌	対=786人	目=432人	55% (H27 52%)
・麻しん風しん	対=369人	目=314人	85% (H27 83%)																																				
・日本脳炎	対=2,363人	目=662人	28% (H27 26%)																																				
・B C G	対=169人	目=110人	65% (H27 64%)																																				
・ヒブ	対=573人	目=384人	70% (H27 67%)																																				
・肺炎球菌	対=591人	目=426人	72% (H27 70%)																																				
・四種混合	対=472人	目=368人	78% (H27 76%)																																				
・二種混合	対=148人	目=118人	80% (H27 77%)																																				
・水痘	対=740人	目=333人	45% (H27 41%)																																				
・高齢者肺炎球菌	対=786人	目=432人	55% (H27 52%)																																				

6	子ども・妊婦線量計等支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業						
事業の概要・実施方針	<p>東日本大震災による原発事故に伴い、町民一人ひとりが受けた外部被ばく線量を確認することを通して、放射線の影響による不安解消や将来にわたる健康管理を行います。ガラスバッジを配布し、個人ごとの放射線量を測定することにより、健康への不安解消に努めます。</p> <p>なお、全町民を対象に実施します。</p>								
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 4月 ・ガラスバッジ測定希望者を広報紙にて募集 5月 ・ガラスバッジの配布・郵送 6月 ・1回目の測定開始 (保育園・幼稚園・小中学校及び乳幼児・妊婦・一般) 7月 ・ガラスバッジ測定希望者募集（2回目ののみの希望者） 8月 ・末日までに2回目分配布 9月 ・1回目のバッジ回収 ・2回目測定開始 </td> <td style="padding: 5px;"> 11月 ・1回目の結果通知 12月 ・2回目のガラスバッジ回収 2月 ・2回目の結果通知 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	4月 ・ガラスバッジ測定希望者を広報紙にて募集 5月 ・ガラスバッジの配布・郵送 6月 ・1回目の測定開始 (保育園・幼稚園・小中学校及び乳幼児・妊婦・一般) 7月 ・ガラスバッジ測定希望者募集（2回目ののみの希望者） 8月 ・末日までに2回目分配布 9月 ・1回目のバッジ回収 ・2回目測定開始	11月 ・1回目の結果通知 12月 ・2回目のガラスバッジ回収 2月 ・2回目の結果通知		
前 期	後 期								
4月 ・ガラスバッジ測定希望者を広報紙にて募集 5月 ・ガラスバッジの配布・郵送 6月 ・1回目の測定開始 (保育園・幼稚園・小中学校及び乳幼児・妊婦・一般) 7月 ・ガラスバッジ測定希望者募集（2回目ののみの希望者） 8月 ・末日までに2回目分配布 9月 ・1回目のバッジ回収 ・2回目測定開始	11月 ・1回目の結果通知 12月 ・2回目のガラスバッジ回収 2月 ・2回目の結果通知								
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>希望する町民を対象に外部被ばく線量を測定し、放射線に対する不安の解消に努めます。</p> <p><平成27年度ガラスバッジによる線量測定者実績></p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・1回目（6～8月までの3ヶ月間測定）</td> <td style="width: 50%;">2,021人</td> </tr> <tr> <td>・2回目（9～11月までの3ヶ月間測定）</td> <td>2,010人</td> </tr> <tr> <td>測定の結果、基準値を越える人数</td> <td>0人</td> </tr> </table>			・1回目（6～8月までの3ヶ月間測定）	2,021人	・2回目（9～11月までの3ヶ月間測定）	2,010人	測定の結果、基準値を越える人数	0人
・1回目（6～8月までの3ヶ月間測定）	2,021人								
・2回目（9～11月までの3ヶ月間測定）	2,010人								
測定の結果、基準値を越える人数	0人								

7	地域救急医療体制整備事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業								
事業の概要・実施方針	休日、日中、夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保し、救急医療体制の円滑な運営を図るとともに、第二次救急医療に参加する輪番制病院の整備を図ります。事故や急病時に安心して受診できるよう救急医療体制の確保に努めます。公的医療機関である白河厚生総合病院の周産期、救急医療、感染症医療体制の充実を図ります。また、休日救急診療当番医事業は、休日の救急医療に対応するため小児科、内科、歯科の診療を行ないます。第二次救急医療は、白河厚生総合病院、塙厚生病院、白河病院、会田病院が輪番制で休日、夜間等入院を必要とする救急患者の治療を行ないます。さらに、会田病院に対し公的救急病院運営費を補助し、救急医療体制の充実に努めます。										
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 毎月 ・休日救急診療当番医事業実績確認（小児科・内科・歯科） ・小児平日夜間救急医療実績確認（白河厚生総合病院内） 9月 ・救急医療記事を広報紙掲載 </td> <td> 毎月 ・休日救急診療当番医事業実績確認（小児科・内科・歯科） ・小児平日夜間救急医療実績確認（白河厚生総合病院内） 3月 ・第二次救急医療の実績確認 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	毎月 ・休日救急診療当番医事業実績確認（小児科・内科・歯科） ・小児平日夜間救急医療実績確認（白河厚生総合病院内） 9月 ・救急医療記事を広報紙掲載	毎月 ・休日救急診療当番医事業実績確認（小児科・内科・歯科） ・小児平日夜間救急医療実績確認（白河厚生総合病院内） 3月 ・第二次救急医療の実績確認				
前 期	後 期										
毎月 ・休日救急診療当番医事業実績確認（小児科・内科・歯科） ・小児平日夜間救急医療実績確認（白河厚生総合病院内） 9月 ・救急医療記事を広報紙掲載	毎月 ・休日救急診療当番医事業実績確認（小児科・内科・歯科） ・小児平日夜間救急医療実績確認（白河厚生総合病院内） 3月 ・第二次救急医療の実績確認										
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>救急医療体制の確立および休日、夜間救急医療に関する情報の提供に努め、安心して医療が受けられるように救急医療体制の整備に努めます。</p> <p><平成27年度休日救急医療受診者実績></p> <table> <tbody> <tr> <td>・小児科</td> <td>517人</td> </tr> <tr> <td>・内科</td> <td>228人</td> </tr> <tr> <td>・歯科</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>・小児平日夜間</td> <td>66人</td> </tr> </tbody> </table>			・小児科	517人	・内科	228人	・歯科	25人	・小児平日夜間	66人
・小児科	517人										
・内科	228人										
・歯科	25人										
・小児平日夜間	66人										

8	ホールボディーカウンター検査事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	東日本大震災の原発事故により、大気や飲食物等から体内に取り込まれた放射性物質（セシウム134及び137）の有無を、ホールボディカウンターで測定し、概ね一生の間に受けると思われる線量を推計し、町民の不安解消及び将来にわたる健康の保持・増進を図ります。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ①固定式ホールボディカウンターによる内部被ばく検査：希望者全員 ・白河厚生総合病院：4/9～9/28 （毎週水曜日と土曜日実施） ・ひらた中央病院：4月～9月 ②ホールボディカウンター車による内部被ばく検査（小中学生） ・各学校 6月～8月に実施（中畑小・三神小・善郷小・矢吹中学校） </td> <td> ①固定式ホールボディカウンターによる内部被ばく検査：希望者全員 ・白河厚生総合病院：10/5～3/29 （毎週水曜日と土曜日実施） ・ひらた中央病院：10月～3月 ②ホールボディカウンター車による内部被ばく検査 ・10月に矢吹小学校のみ実施 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	①固定式ホールボディカウンターによる内部被ばく検査：希望者全員 ・白河厚生総合病院：4/9～9/28 （毎週水曜日と土曜日実施） ・ひらた中央病院：4月～9月 ②ホールボディカウンター車による内部被ばく検査（小中学生） ・各学校 6月～8月に実施（中畑小・三神小・善郷小・矢吹中学校）	①固定式ホールボディカウンターによる内部被ばく検査：希望者全員 ・白河厚生総合病院：10/5～3/29 （毎週水曜日と土曜日実施） ・ひらた中央病院：10月～3月 ②ホールボディカウンター車による内部被ばく検査 ・10月に矢吹小学校のみ実施
前 期	後 期						
①固定式ホールボディカウンターによる内部被ばく検査：希望者全員 ・白河厚生総合病院：4/9～9/28 （毎週水曜日と土曜日実施） ・ひらた中央病院：4月～9月 ②ホールボディカウンター車による内部被ばく検査（小中学生） ・各学校 6月～8月に実施（中畑小・三神小・善郷小・矢吹中学校）	①固定式ホールボディカウンターによる内部被ばく検査：希望者全員 ・白河厚生総合病院：10/5～3/29 （毎週水曜日と土曜日実施） ・ひらた中央病院：10月～3月 ②ホールボディカウンター車による内部被ばく検査 ・10月に矢吹小学校のみ実施						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>検査しやすい体制に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生に対し、通学している各学校で実施します。 ・小中学生以外の乳幼児、妊婦、高校生、成の方々には、4月～3月の通年で、検査実施日と希望する日時を各自申し込み実施できます。 <p><平成27年度検査実績></p> <table> <tbody> <tr> <td>・ひらた中央病院</td> <td>2人/年</td> </tr> <tr> <td>・白河厚生総合病院</td> <td>43人/年</td> </tr> </tbody> </table>			・ひらた中央病院	2人/年	・白河厚生総合病院	43人/年
・ひらた中央病院	2人/年						
・白河厚生総合病院	43人/年						

9	障がい者自立支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>障がいをお持ちの方が、自立した日常生活を営むことが出来るよう、障害者総合支援法に基づき次のような介護給付費、訓練給付等の必要なサービスを提供します。また、地域自立支援協議会において、地域における障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行います。</p> <p>(サービス内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス（居宅介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助グループホーム等） ・障がい者医療費給付（更生医療、精神通院、育成医療等） ・補装具費給付（義肢、装具、電動車いす等） ・地域生活支援事業（日常生活用具の給付、相談支援、移動支援等） 						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 6月 受給者証の発送 通年 ・障がい福祉サービス…申請受付・支給決定 ・障かい者医療費…申請受付、支給決定 ・補装具費…申請受付・支給決定 ・地域生活支援事業…日常生活用具等の給付申請受付・支給決定 </td> <td style="padding: 5px;"> 通年 ・障がい福祉サービス…申請受付・支給決定 ・障がい者医療費…申請受付、支給決定 ・補装具費…申請受付・支給決定 ・地域生活支援事業…日常生活用具等の給付申請受付・支給決定 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	6月 受給者証の発送 通年 ・障がい福祉サービス…申請受付・支給決定 ・障かい者医療費…申請受付、支給決定 ・補装具費…申請受付・支給決定 ・地域生活支援事業…日常生活用具等の給付申請受付・支給決定	通年 ・障がい福祉サービス…申請受付・支給決定 ・障がい者医療費…申請受付、支給決定 ・補装具費…申請受付・支給決定 ・地域生活支援事業…日常生活用具等の給付申請受付・支給決定
前 期	後 期						
6月 受給者証の発送 通年 ・障がい福祉サービス…申請受付・支給決定 ・障かい者医療費…申請受付、支給決定 ・補装具費…申請受付・支給決定 ・地域生活支援事業…日常生活用具等の給付申請受付・支給決定	通年 ・障がい福祉サービス…申請受付・支給決定 ・障がい者医療費…申請受付、支給決定 ・補装具費…申請受付・支給決定 ・地域生活支援事業…日常生活用具等の給付申請受付・支給決定						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>障がいのある方が自立して、住み慣れた地域で安心して生活できるように、必要とする各種サービスの提供、医療費等の支給又は相談業務を行います。</p> <p>(前年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス182件、更生医療168件、精神通院医療費317件、補装具費29件、日常生活用具給付136件、日中一時支援116件、移動支援45件、手話通訳者派遣事業1件 						

10	重度心身障がい者支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>重度の心身障がい者に対し、医療費等の支給を行うことにより経済的、精神的な負担軽減を図ります。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者医療費助成事業 各種健康保険法によって医療機関を受診した際、自己負担分を軽減できるよう医療費を助成します。 ・人工透析通院交通費助成事業 じん臓機能障がいなど及びその家族の経済的負担の軽減を図るために、じん臓機能障がい者などの通院に要する交通費の全部または一部を助成します。 ・在宅重度障がい者給付事業 在宅の重度障がい者に対し、治療及び衛生材料の給付を行います。 						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 4月 在宅重度障がい者給付事業上半期給付券発送・検認等 6月 「重度医療受給者証」発送 通年 新規受付・給付費、医療費支払等 </td> <td style="padding: 5px;"> 10月 在宅重度障がい者給付事業下半期給付券発送 通年 新規受付・給付費、医療費支払等 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	4月 在宅重度障がい者給付事業上半期給付券発送・検認等 6月 「重度医療受給者証」発送 通年 新規受付・給付費、医療費支払等	10月 在宅重度障がい者給付事業下半期給付券発送 通年 新規受付・給付費、医療費支払等
前 期	後 期						
4月 在宅重度障がい者給付事業上半期給付券発送・検認等 6月 「重度医療受給者証」発送 通年 新規受付・給付費、医療費支払等	10月 在宅重度障がい者給付事業下半期給付券発送 通年 新規受付・給付費、医療費支払等						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>重度の障がいがある方へ各種サービスの提供、医療費等の支給又は相談業務を隨時行うことにより、経済的、精神的な負担軽減を図ります。</p> <p>(前年度給付人数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者医療費助成事業 357名 ・人工透析通院交通費助成事業 4名 ・在宅重度障がい者給付事業 11名 						

11	国民健康保険運営事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	国民健康保険制度は被用者保険等の対象とならないすべての住民を対象としているため、高齢者や低所得者の加入割合が高く、財政基盤は極めて脆弱であり、一般会計からの多額の拠出金を受けての運営を余儀なくされています。国保事業は国や県の支出金及び被保険者からの保険料（税）によって運営されています。被保険者にとって保険料が過重な負担とならないよう充分配慮しつつ国民年金被保険者情報を活用し、資格適用の適正化に努めます。また、保健・介護・福祉の各分野における施策との連携により、医療費の抑制に努め健全な財政運営を図ります。さらに、平成28年3月に策定しましたデータヘルス計画により保健事業を実施し被保険者の健康増進・健康意識の啓発・重症化予防を推進し医療費の抑制を図ります。平成30年度に財政運営が福島県に移行されるため、連携のための電算システムの改修を行います。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 毎月 ・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資格喪失届の勧奨 6月　・国保運営協議会 (所得確定による税率確定) 7月　・国保税制度案内書発送 8月　・特定健診未受診者へ受診勧奨 9月　・保険証一斉更新発送 </td> <td> 毎月 ・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資格喪失届の勧奨 12月 ・健診受診者のフォローアップ事業 2月 ・国保運営協議会 (次年度計画) </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	毎月 ・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資格喪失届の勧奨 6月　・国保運営協議会 (所得確定による税率確定) 7月　・国保税制度案内書発送 8月　・特定健診未受診者へ受診勧奨 9月　・保険証一斉更新発送	毎月 ・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資格喪失届の勧奨 12月 ・健診受診者のフォローアップ事業 2月 ・国保運営協議会 (次年度計画)
前 期	後 期						
毎月 ・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資格喪失届の勧奨 6月　・国保運営協議会 (所得確定による税率確定) 7月　・国保税制度案内書発送 8月　・特定健診未受診者へ受診勧奨 9月　・保険証一斉更新発送	毎月 ・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資格喪失届の勧奨 12月 ・健診受診者のフォローアップ事業 2月 ・国保運営協議会 (次年度計画)						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>保健・介護・福祉の各分野における施策との連携による医療費の適正化を図ります。 生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とし特定健康診査を継続して実施します。 特定健診受診率の向上 平成28年度目標値 53.0% (平成26年度実績 受診者1,795人／対象者3,497人 受診率51.3%) 特定保健指導率の向上 平成28年度目標値 11.0% (平成26年度実績 指導完了者21人／対象者257人 実施率8.2%)</p>						

12	寄附講座支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	寄附講座は、学校法人東京医科大学と寄附講座設置支援事業構成市町村（白河市・西郷村・泉崎村・中島村・代表矢吹町）が協定を締結し、白河地域の地域医療に関する研究・教育を行い、その研究成果の普及と人材育成により、適正な医療体制の構築を図っていきます。この事業は、会田病院を拠点病院として実施します。 具体的な内容としては、白河地域医療ネットワークの構築に関する研修、E R型緊急システムの構築に関する研究及び救急医療などの地域医療を担う医師等の養成及び研修プログラムの開発を行ないます。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 4月 ・会田病院との寄附講座設置に向けた協議 5月 ・東京医科大学と次年度に向けた協議（会田病院・町） 9月 ・寄附講座事業の進捗状況確認 </td> <td> 10月 ・構成市町村との協議 11月 ・県担当課と補助金等の協議 3月 ・実績等の確認 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	4月 ・会田病院との寄附講座設置に向けた協議 5月 ・東京医科大学と次年度に向けた協議（会田病院・町） 9月 ・寄附講座事業の進捗状況確認	10月 ・構成市町村との協議 11月 ・県担当課と補助金等の協議 3月 ・実績等の確認
前 期	後 期						
4月 ・会田病院との寄附講座設置に向けた協議 5月 ・東京医科大学と次年度に向けた協議（会田病院・町） 9月 ・寄附講座事業の進捗状況確認	10月 ・構成市町村との協議 11月 ・県担当課と補助金等の協議 3月 ・実績等の確認						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>会田病院の救急搬送患者応需率の向上 ・平成28年度目標値 応需率 65.0% <平成27年度実績> ・平成27年1月～12月までの応需率 62.1%</p>						

13	高齢者福祉サービス事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>高齢者が生きがいを持ち快適な生活を送ることができるよう民生委員や社会福祉協議会等の連携、協力により高齢者等福祉サービスを提供します。</p> <p>各事業を通して、誰もが地域で安心してくらせるように身近な地域での声掛けや見守り等、地域の支えあいを推進し、高齢者等が自立した生活を送れる地域社会づくりを目指します。</p> <p>平成28年度における実施事業は次のとおりです。</p> <p>①配食サービス事業 ②はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業 ③寝具乾燥消毒事業 ④訪問理美容サービス事業 ⑤緊急通報システム事業</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前 期</th> <th style="text-align: center;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 毎月 ・緊急通報システム事業による安否確認等報告書提出 ・配食サービス事業（2回/月） 4月 ・はりきゅうマッサージ助成券、訪問理美容サービス利用券送付 7月 ・寝具乾燥消毒事業実施（1回目） 8月 ・緊急通報システム事業利用者負担金見直し </td> <td> 毎月 ・緊急通報システム事業による安否確認等報告書提出 ・配食サービス事業（2回/月） 12月 ・各事業における実施状況検証 2月 ・寝具乾燥消毒事業実施（2回目） 3月 ・各事業実績確認及び委託先との次年度協議 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	毎月 ・緊急通報システム事業による安否確認等報告書提出 ・配食サービス事業（2回/月） 4月 ・はりきゅうマッサージ助成券、訪問理美容サービス利用券送付 7月 ・寝具乾燥消毒事業実施（1回目） 8月 ・緊急通報システム事業利用者負担金見直し	毎月 ・緊急通報システム事業による安否確認等報告書提出 ・配食サービス事業（2回/月） 12月 ・各事業における実施状況検証 2月 ・寝具乾燥消毒事業実施（2回目） 3月 ・各事業実績確認及び委託先との次年度協議
前 期	後 期						
毎月 ・緊急通報システム事業による安否確認等報告書提出 ・配食サービス事業（2回/月） 4月 ・はりきゅうマッサージ助成券、訪問理美容サービス利用券送付 7月 ・寝具乾燥消毒事業実施（1回目） 8月 ・緊急通報システム事業利用者負担金見直し	毎月 ・緊急通報システム事業による安否確認等報告書提出 ・配食サービス事業（2回/月） 12月 ・各事業における実施状況検証 2月 ・寝具乾燥消毒事業実施（2回目） 3月 ・各事業実績確認及び委託先との次年度協議						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>平成28年度目標値 () 内は前年度実績値</p> <p>①配食サービス 月平均75名 1,780食 (月平均71名 1,699食) ②はり、きゅう、マッサージ 5名 (1名) ③寝具乾燥消毒 30名 (21名) ④訪問理美容サービス事業 5名 (1名) ⑤緊急通報システム 65件 (61件)</p>						

14	地域包括支援センター運営事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>高齢者を包括的に支援し、心身の健康及び生活の安定のために必要な援助を行います。</p> <p>今年度から新たに「認知症地域支援推進員」と「生活支援コーディネーター」を配置し、増加する高齢者への対応強化を図ります。</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前 期</th> <th style="text-align: center;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等 </td> <td> 通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等	通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等
前 期	後 期						
通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等	通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>要支援認定者個人に適したケアマネジメントを行うことにより、重度を予防し快適な在宅生活が継続できるよう支援します。</p> <p>増加している認知症高齢者の家族等からの相談や対応に加え、地域住民の理解を深める活動を行います。</p> <p>一般高齢者の総合相談業務を実施し、年々増加している高齢者虐待等の早期発見・早期対応により、高齢者の人権擁護に努めます。</p> <p>(昨年度実績件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント事業 6,186件 ・総合相談支援事業 1,341件 						

15	介護予防事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>65歳以上の一般高齢者を対象に予防事業を実施し、要支援・要介護状態になることを防止するとともに、閉じこもりを予防し、より活動的でいきがいのある生活が送れるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次予防…活動的な高齢者を対象に生活機能の維持向上に向けた取組み。社会福祉協議会への委託により介護予防教室として開催するサロンに作業療法士等を派遣します。 ・二次予防…要支援・要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見し対応することにより状態を改善し、要支援状態となることを遅らせる取組み。医療機関への事業委託により特定高齢者を選定し、予防事業を開催します。 						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一次予防 通年 サロンに栄養士や作業療法士を派遣する。 ・二次予防 5月 委託事業者との協議 6月 特定高齢者の選定 7月～事業開始 ・住民主体の予防事業 7月 モデル地区の選定 8月 モデル地区への説明 9月～ 試行 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一次予防 通年 サロンに栄養士や作業療法士等を派遣する。 ・二次予防 10月～ 委託事業者で事業開催 ・住民主体の予防事業 1月 モデル事業での問題点把握等 2月 開催地区拡大に向けた広報等 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	<ul style="list-style-type: none"> ・一次予防 通年 サロンに栄養士や作業療法士を派遣する。 ・二次予防 5月 委託事業者との協議 6月 特定高齢者の選定 7月～事業開始 ・住民主体の予防事業 7月 モデル地区の選定 8月 モデル地区への説明 9月～ 試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次予防 通年 サロンに栄養士や作業療法士等を派遣する。 ・二次予防 10月～ 委託事業者で事業開催 ・住民主体の予防事業 1月 モデル事業での問題点把握等 2月 開催地区拡大に向けた広報等
前 期	後 期						
<ul style="list-style-type: none"> ・一次予防 通年 サロンに栄養士や作業療法士を派遣する。 ・二次予防 5月 委託事業者との協議 6月 特定高齢者の選定 7月～事業開始 ・住民主体の予防事業 7月 モデル地区の選定 8月 モデル地区への説明 9月～ 試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次予防 通年 サロンに栄養士や作業療法士等を派遣する。 ・二次予防 10月～ 委託事業者で事業開催 ・住民主体の予防事業 1月 モデル事業での問題点把握等 2月 開催地区拡大に向けた広報等 						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次予防 21地区的サロンを巡回して43回を目標に実施します。（昨年度実績 22地区 37回） ・二次予防 「運動機能向上事業」、「栄養改善事業」を2医療機関で30名を目標に実施します。（昨年度実績 14名） ・住民主体の予防事業 モデル地区1地区を選定して検証を行うことを目標に実施します。 ・ことぶき大学や老人クラブとの連携を推進します。 						

16	介護保険支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業						
事業の概要・実施方針	<p>介護保険法により実施される事業で、40歳になると、被保険者として介護保険に加入し、65歳以上の方は町が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。</p> <p>また、40歳から64歳までの方も、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。</p> <p>・介護認定の流れ</p> <p>①要介護認定の申請→②調査員による認定調査、主治医等の意見書作成→④介護認定審査会による審査・判定→⑤認定結果の通知→⑥要介護・要支援区分によるケアプランの作成→⑥介護サービスの利用</p>								
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年</td> <td>通年</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	通年	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計
前 期	後 期								
通年	通年								
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 								
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>適正な介護認定を図るため、調査員等との連携を図ります。 保健給付等との連携により、適正な介護給付に努めます。 (過年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護申請者数 H26年度 675名（うち新規190名）、H27年度 674名（うち新規176名） ・第1号被保険者（65歳以上の高齢者）数 H26年度末 4,691名、H27年度末 4,852名 ・要介護（要支援）認定者数 H26年度 715名、H27年度 718名 								

17	後期高齢者医療事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図るため、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年4月に創設されました。これを受け、後期高齢者医療制度の福島県における運営主体として、平成19年2月に県内すべての市町村で構成する「福島県後期高齢者医療広域連合」が設立され運営されております。本町では保健・介護・福祉の各分野における施策との連携により、医療費の抑制に努めます。さらに、平成27年3月に策定されたデータヘルス計画により保健事業を実施し被保険者の健康増進・健康意識の啓発・重症化予防を推進し医療費の抑制を図ります。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 毎月 ・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨 7月末 ・保険証・限度額認定証一斉更新発送 8月 ・保険料納付書一斉発送 </td> <td> 毎月 ・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	毎月 ・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨 7月末 ・保険証・限度額認定証一斉更新発送 8月 ・保険料納付書一斉発送	毎月 ・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨
前 期	後 期						
毎月 ・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨 7月末 ・保険証・限度額認定証一斉更新発送 8月 ・保険料納付書一斉発送	毎月 ・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>後期高齢者健診受診率の向上 平成28年度目標受診率 23.0% (平成27年度実績 受診者523人／対象者2,368人 受診率22.1%)</p>						

18	元気な高齢者活動事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	高齢者の積極的な地域活動を促進するため、地域の高齢者活動の中心となる老人クラブ事業に対し補助を行ないます。老人クラブ加入者が減少傾向にあることから、お年寄りが各地区において積極的に活動できる場や方法等を協議し、活動が活発化するよう支援します。敬老会については、長年社会に貢献してきたお年寄りを敬愛し、長寿を祝うとともに、地域で元気に活躍してもらうため、お年寄りが楽しめる内容となるよう、老人クラブや婦人会等の関係機関と協議を深めます。また、中学生ボランティアの協力を得ることにより高齢者と青少年の交流を図ります。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 5月 ・老人クラブへの補助金交付（第1回） 5月～7月 ・敬老会における金婚等の申込開始 6月～7月 ・敬老会実施打合せ（老人クラブ、婦人会等の関係団体） 7月～8月 ・敬老会実施協議（社会福祉協議会、民生委員） 9月 ・あゆり温泉無料入浴券送付 9月17日 ・敬老会開催 </td> <td> 10月 ・老人クラブへの補助金交付（第2回） 10月 ・老人クラブ活動状況報告会議 12月 ・来年度の老人クラブ活動について老人クラブ事務局（社会福祉協議会）と協議 3月 ・老人クラブ活動状況報告会議 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	5月 ・老人クラブへの補助金交付（第1回） 5月～7月 ・敬老会における金婚等の申込開始 6月～7月 ・敬老会実施打合せ（老人クラブ、婦人会等の関係団体） 7月～8月 ・敬老会実施協議（社会福祉協議会、民生委員） 9月 ・あゆり温泉無料入浴券送付 9月17日 ・敬老会開催	10月 ・老人クラブへの補助金交付（第2回） 10月 ・老人クラブ活動状況報告会議 12月 ・来年度の老人クラブ活動について老人クラブ事務局（社会福祉協議会）と協議 3月 ・老人クラブ活動状況報告会議
前 期	後 期						
5月 ・老人クラブへの補助金交付（第1回） 5月～7月 ・敬老会における金婚等の申込開始 6月～7月 ・敬老会実施打合せ（老人クラブ、婦人会等の関係団体） 7月～8月 ・敬老会実施協議（社会福祉協議会、民生委員） 9月 ・あゆり温泉無料入浴券送付 9月17日 ・敬老会開催	10月 ・老人クラブへの補助金交付（第2回） 10月 ・老人クラブ活動状況報告会議 12月 ・来年度の老人クラブ活動について老人クラブ事務局（社会福祉協議会）と協議 3月 ・老人クラブ活動状況報告会議						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老会参加者数 666人（招待予定者数 2,664名の25%） ・あゆり温泉無料入浴券利用実績 1,430枚（昨年度実績 1,362枚の105%） ・老人クラブ会員数 9クラブ 400名（昨年度実績 9クラブ 402名を維持） ・老人クラブとことぶき大学との連携を検討する。 						

19	妊婦支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	妊婦に対して、母子手帳交付時及びマタニティー＆赤ちゃん教室の際に個別相談の時間を設け、妊娠の経過や出産に対する不安や悩みを解消していきます。また、赤ちゃん教室を開催し、妊婦が赤ちゃんと触れ合えるような機会をもうけ、先輩ママさんたちと交流し育児を楽しめるように取組みます。 さらに、妊婦健康診査費用を16回助成し（そのうち1回は産後1ヶ月健康診査）病気の早期発見と支援を行い、安心して出産を迎えるよう支援します。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付時に個別相談及び保健指導の実施 6月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施 9月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施</td> <td>通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付時に個別相談及び保健指導の実施 12月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施 3月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施</td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付時に個別相談及び保健指導の実施 6月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施 9月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施	通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付時に個別相談及び保健指導の実施 12月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施 3月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施
前 期	後 期						
通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付時に個別相談及び保健指導の実施 6月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施 9月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施	通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付時に個別相談及び保健指導の実施 12月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施 3月 ・マタニティー＆赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査病院受診目標 100% (H27年実績 100%) ※母子手帳交付後の病院未受診者を0にする。 ・産後1ヶ月健康診査（1回）受診目標 100% (H27年度実績 98%) ・マタニティー＆赤ちゃん教室（4回） 妊婦さんクラス受講者目標 20% (H27年実績 7.6%) 						

20	育児支援活動事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業											
事業の概要・実施方針	安心して子育てができるように、助産師や母子推進員による乳児の全戸訪問や、離乳食教室、親子あそびの広場を実施し、母親の育児不安を解消し、楽しく子育てができるように支援します。また、言葉や発達の遅れ等を支援するためのすくすく教室は、専門の相談員や保育士等を雇いあげ、具体的な指導・助言を行いながら年齢に応じた発達ができるように支援していきます。													
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年 ・乳児の全戸訪問の実施 4, 6, 8月 ・離乳食教室の実施 4～9月 ・親子あそびの広場 （月2回開催） 5～9月 ・すくすく教室 （矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施）</td> <td>通年 ・乳児の全戸訪問の実施 10, 12, 2月 ・離乳食教室の実施 10～3月 ・親子あそびの広場 （月2回開催） 10～2月 ・すくすく教室 （矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施）</td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	通年 ・乳児の全戸訪問の実施 4, 6, 8月 ・離乳食教室の実施 4～9月 ・親子あそびの広場 （月2回開催） 5～9月 ・すくすく教室 （矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施）	通年 ・乳児の全戸訪問の実施 10, 12, 2月 ・離乳食教室の実施 10～3月 ・親子あそびの広場 （月2回開催） 10～2月 ・すくすく教室 （矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施）							
前 期	後 期													
通年 ・乳児の全戸訪問の実施 4, 6, 8月 ・離乳食教室の実施 4～9月 ・親子あそびの広場 （月2回開催） 5～9月 ・すくすく教室 （矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施）	通年 ・乳児の全戸訪問の実施 10, 12, 2月 ・離乳食教室の実施 10～3月 ・親子あそびの広場 （月2回開催） 10～2月 ・すくすく教室 （矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施）													
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>母親が孤立することなく、他の母親や専門職と交流を深め、楽しく子育てができるよう必要な情報を探し支援していきます。</p> <p>すくすく教室では、対象者に具体的な支援ができるように、発達の様子・家族の状況を見極めながら、専門職と連携をとり支援していきます。</p> <p><平成27年度実績></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・全戸訪問</td> <td>対象者 134人</td> <td>訪問数 134人 (100%)</td> </tr> <tr> <td>・離乳食教室</td> <td>6回</td> <td>対象者 146人</td> <td>受講者 101人 (69.2%)</td> </tr> <tr> <td>・親子あそびの広場</td> <td>23回</td> <td>母 親 224人</td> <td>子 孫 283人</td> </tr> </tbody> </table>			・全戸訪問	対象者 134人	訪問数 134人 (100%)	・離乳食教室	6回	対象者 146人	受講者 101人 (69.2%)	・親子あそびの広場	23回	母 親 224人	子 孫 283人
・全戸訪問	対象者 134人	訪問数 134人 (100%)												
・離乳食教室	6回	対象者 146人	受講者 101人 (69.2%)											
・親子あそびの広場	23回	母 親 224人	子 孫 283人											

21	乳幼児健康診査事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児健診・健康相談を行い、疾病または異常の早期発見に努めるとともに、適切な援助を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。栄養士・歯科衛生士・臨床心理士などの専門職を配置し、専門的かつ適切な支援を行うことで、不安を解消し安心して子育てができるよう支援を行っていきます。健診・健康相談時に身体面、精神面で心配な乳幼児を適切な支援に繋ぐことで健やかな成長・発達を促していきます。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前　期</th> <th>後　期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年　・健康診査、健康相談の実施 通年　・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時　・未受診者に対し個別通知の実施 随時　・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認</td> <td>通年　・健康診査、健康相談の実施 通年　・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時　・未受診者に対し個別通知の実施 随時　・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認</td> </tr> </tbody> </table>			前　期	後　期	通年　・健康診査、健康相談の実施 通年　・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時　・未受診者に対し個別通知の実施 随時　・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認	通年　・健康診査、健康相談の実施 通年　・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時　・未受診者に対し個別通知の実施 随時　・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認
前　期	後　期						
通年　・健康診査、健康相談の実施 通年　・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時　・未受診者に対し個別通知の実施 随時　・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認	通年　・健康診査、健康相談の実施 通年　・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時　・未受診者に対し個別通知の実施 随時　・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p><対=対象者　目=目標受診率　　H27=実績(受診率)　></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診※　　目=98% (H27 98%) ・9～10か月児健康相談※　　目=98% (H27 98%) ・1歳6か月児健診　　対=124人　目=99% (H27 99%) ・3歳児健診　　対=140人　目=97% (H27 97%) <p>※対象者数が確定していない（現在出生していない者も含まれている）ため、目標値のみ設定。</p> <p>本町で実施している健診を受診せず、医療機関で個別に健診を行っている場合は、実数に含まない。</p>						

22	事務処理のマニュアル化の推進	保健福祉課	行財政改革実行計画				
事業の概要・実施方針	全ての業務について事務処理マニュアルを整備し、チェックリスト等による事務処理誤り・漏れを防ぐと共に担当者不在による事務の停滞を防ぎます。 併せて、常にマニュアルの見直しを行い、事務の効率化を図ります。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前　期</th> <th>後　期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月　・業務マニュアルの作成 (総合窓口課へ受付を移管した業務)</td> <td>適時 2月　・マニュアルの見直し、改善 ・業務マニュアルの作成 (当課で受付を行う業務)</td> </tr> </tbody> </table>			前　期	後　期	9月　・業務マニュアルの作成 (総合窓口課へ受付を移管した業務)	適時 2月　・マニュアルの見直し、改善 ・業務マニュアルの作成 (当課で受付を行う業務)
前　期	後　期						
9月　・業務マニュアルの作成 (総合窓口課へ受付を移管した業務)	適時 2月　・マニュアルの見直し、改善 ・業務マニュアルの作成 (当課で受付を行う業務)						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>質の高いサービスの提供と信頼される役場の実現</p>						

23	内部管理経費の節減	保健福祉課	行財政改革実行計画				
事業の概要・実施方針	「コピー1枚はいくらなのか」「業務委託の内容、単価は適正なのか」等、職員一人ひとりが常に経費削減に向けた意識を持ち、絶えず経費削減、事務の効率化を図ることで歳出の抑制に繋げます。 また、使用していないプリンター、電灯等の電源オフを心がけ節電に努めます。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前　期</th> <th>後　期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日　・退庁時の機器電源オフ徹底 8月　・課内会議時経費節減に向けた意見交換等の実施 随時　・指定管理者との協議による経費節減意識の共有</td> <td>毎日　・退庁時の機器電源オフ徹底 12月・課内会議時経費節減に向けた意見交換等の実施 随時　・指定管理者との協議による経費節減意識の共有</td> </tr> </tbody> </table>			前　期	後　期	毎日　・退庁時の機器電源オフ徹底 8月　・課内会議時経費節減に向けた意見交換等の実施 随時　・指定管理者との協議による経費節減意識の共有	毎日　・退庁時の機器電源オフ徹底 12月・課内会議時経費節減に向けた意見交換等の実施 随時　・指定管理者との協議による経費節減意識の共有
前　期	後　期						
毎日　・退庁時の機器電源オフ徹底 8月　・課内会議時経費節減に向けた意見交換等の実施 随時　・指定管理者との協議による経費節減意識の共有	毎日　・退庁時の機器電源オフ徹底 12月・課内会議時経費節減に向けた意見交換等の実施 随時　・指定管理者との協議による経費節減意識の共有						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>需用費の対前年度比5%減（260,000円減）</p>						

24	公共施設の長寿命化・統廃合の推進	保健福祉課	行財政改革実行計画				
事業の概要・実施方針	保健福祉課で所管する施設（健康センター、保健福祉センター、福祉会館）の維持管理について、昨年度に策定された、他の町有施設を含めた全庁的な「公共施設等総合管理計画」をもとに、長期的な視点を持って改修や長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図る。						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前　期</th> <th>後　期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「公共施設等総合管理計画」をもとに、計画的な改修や長寿命化等の推進を図る。</td> <td>「公共施設等総合管理計画」をもとに、計画的な改修や長寿命化等の推進を図る。</td> </tr> </tbody> </table>			前　期	後　期	「公共施設等総合管理計画」をもとに、計画的な改修や長寿命化等の推進を図る。	「公共施設等総合管理計画」をもとに、計画的な改修や長寿命化等の推進を図る。
前　期	後　期						
「公共施設等総合管理計画」をもとに、計画的な改修や長寿命化等の推進を図る。	「公共施設等総合管理計画」をもとに、計画的な改修や長寿命化等の推進を図る。						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>長期的な視点を持って改修や長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図る。</p>						

25	事務事業の民間委託の推進	保健福祉課 行財政改革実行計画				
事業の概要・実施方針	業務内容、費用対効果等を考慮し、事務事業の民間委託を推進し行政サービスの向上を図ります。 また、すでに委託を実施している業務についても効果が期待どおりであるか等検証します。					
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">7月　・調査、情報収集 8月　・課内会議にて検討</td> <td style="padding: 5px;">12月・次年度委託業務の検討</td> </tr> </tbody> </table>	前 期	後 期	7月　・調査、情報収集 8月　・課内会議にて検討	12月・次年度委託業務の検討	
前 期	後 期					
7月　・調査、情報収集 8月　・課内会議にて検討	12月・次年度委託業務の検討					
目標管理	成果目標・数値目標等 民間委託によって行政サービスの向上を図ります。					

26	時間外勤務命令の抑制	保健福祉課 行財政改革実行計画				
事業の概要・実施方針	事務処理の見直しや情報機器の活用、業務委託による事務負担の軽減等を推進し時間外勤務の抑制を図ると共に、余暇の充実によるストレス解消等によって職員の健康増進を図ります。					
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">○毎週木曜日 ノー残業デーの推進 ○事前申請の徹底 隨時　・事務の効率化の検討 　　・民間委託等の検証 毎月　・時間外勤務状況確認・検討</td> <td style="padding: 5px;">○毎週木曜日 ノー残業デーの推進 ○事前申請の徹底 隨時　・事務の効率化の検討 　　・民間委託等の検証 毎月　・時間外勤務状況確認・検討</td> </tr> </tbody> </table>	前 期	後 期	○毎週木曜日 ノー残業デーの推進 ○事前申請の徹底 隨時　・事務の効率化の検討 ・民間委託等の検証 毎月　・時間外勤務状況確認・検討	○毎週木曜日 ノー残業デーの推進 ○事前申請の徹底 隨時　・事務の効率化の検討 ・民間委託等の検証 毎月　・時間外勤務状況確認・検討	
前 期	後 期					
○毎週木曜日 ノー残業デーの推進 ○事前申請の徹底 隨時　・事務の効率化の検討 ・民間委託等の検証 毎月　・時間外勤務状況確認・検討	○毎週木曜日 ノー残業デーの推進 ○事前申請の徹底 隨時　・事務の効率化の検討 ・民間委託等の検証 毎月　・時間外勤務状況確認・検討					
目標管理	成果目標・数値目標等 時間外勤務命令 対前年度比 5%減 (173,000円減)					

27	行政情報の積極的な発信	保健福祉課	行財政改革実行計画									
事業の概要・実施方針	当課で取り扱う業務について、時期を逸せず正確に適切な方法で情報を発信します。特に、『健康』に関する情報を発信します。											
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前　期</th> <th>後　期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適時</td> <td>・町広報紙へ記事掲載</td> <td>・町広報紙へ記事掲載</td> </tr> <tr> <td>隨時</td> <td>・町ホームページへ掲載 ・マスコミ等への情報提供</td> <td>・町ホームページへ掲載 ・マスコミ等への情報提供</td> </tr> </tbody> </table>				前　期	後　期	適時	・町広報紙へ記事掲載	・町広報紙へ記事掲載	隨時	・町ホームページへ掲載 ・マスコミ等への情報提供	・町ホームページへ掲載 ・マスコミ等への情報提供
	前　期	後　期										
適時	・町広報紙へ記事掲載	・町広報紙へ記事掲載										
隨時	・町ホームページへ掲載 ・マスコミ等への情報提供	・町ホームページへ掲載 ・マスコミ等への情報提供										
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>ホームページ内容点検回数 2回／月</p>											